

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和6年度 第1回松阪市景観審議会
2. 開催日時	令和7年3月17日(月) 午後3時30分から午後5時20分
3. 開催場所	松阪市本町2176番地 松阪市産業振興センター 2階人材育成講座室
4. 出席者氏名	(松阪市景観審議会委員) 浅野 聡(会長)、大井 隆弘(副会長) 地主 昌美、 宮本 留規、小林 秀、山本 真帆、中北 直子、 檜井 孝明 (事務局) 建設部部長：松本 尚久 都市計画課長：大島 威 景観係長：山崎 晃司 景観係主任：政木 志保
5. 開催および非公開	公開
6. 傍聴者数	0名
7. 担当	松阪市建設部都市計画課景観係 電話 0598-53-4166 FAX 0598-26-9118 e-mail tos.div@city.matsusaka.mie.jp

令和6年度 第1回松阪市景観審議会 事項書

日時：令和7年3月17日（月）15時30分より

会場：松阪市産業振興センター 2階人材育成講座室

1. あいさつ

2. 報告事項
 - (1) 松阪市景観計画運用実績について

 - (2) 歴史的建造物の保全について

3. その他

事務局 ・ 審議会の開会
・ 傍聴者の説明 等
・ あいさつ（松本部長）
・ 配布資料の確認
・ 新たな委員の紹介
・ 会長、副会長の選出
→（会長）浅野 聡委員、（副会長）大井 隆弘委員を選任

事務局 議事に先立ちまして、現在の委員皆様の出席人数を確認させていただきます。
委員数 9 名のうち 8 名の委員の方に出席いただいておりますので、松阪市景観規則第 26 条第 2 項に定める委員の過半数の出席を満たしておりますので、本審議会は成立していることをご報告いたします。
議事進行につきましては、松阪市景観条例第 25 条第 5 項の規定により、会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願ひいたします。

会長 それでは事項書に従って進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。
本日の審議事項ですけれども、本日報告事項 2 つということであります。
報告事項に関しましては公開で進めさせていただければと思ひます。
それでは進め方ですけれども、1 度に事務局から説明をしていただひて、委員の方から説明に対して何かご質問やご意見があればお受けしたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。
それでは報告事項(1)松阪市景観計画運用実績について報告をお願ひいたします。

事務局 報告事項(1)松阪市景観計画運用実績について説明

会長 報告ありがとうございます。
昨年度もいろいろな取り組みをしていただいたという状況です。
それではただいまの報告のありました資料 1 の内容ですが委員の方からご質問や、ご意見があればお願ひしたいと思ひますがいかがでしょうか。
補助金の申請ですが、私の印象ですが今年は非常に良いものがあがっていると思ひますがどうでしょうか。補助金審査にご参加いただいた委員に感想をお願ひできないでしょうか。

副会長 15 ページから 19 ページまではビフォーアフターの写真が載っていて、15 ページはあるご商売をされている方がリフォーム及び改修工事をされました。ファサードとしては大壁の意匠となっているので、町並みとの調和ということでは、真壁にし

てもらおうと良いということはあったのですが、すでに建具を購入済みであったので、このような形となっています。

ただ古い鴨居とか、そういう構造体はできるだけ中に残して、それを保護した状態で、柱が隠れる大壁で壁を作って、建具を入れてということで、少し洋風が入っておりますけれども。それから看板の方は、トタンで覆われております。これは黒漆喰を意識していただいています。

それから、16 ページは補修や木製建具への変更などをして頂いております。

それから、17 ページは外壁の漆喰のやり直しです。

すごくユニークなのは18 ページで、建築士さんが、格子の寸法まで全部実測調査をしてその通り再建築したものです。側面も同じ所有者さんの土地で、側面にエントランスを変更した点は気になる方もいると思いますが、格子を現状復旧する形でファサードを作って、側面から入るタイプとなっております。できるだけその当時のまま残していただいたということで、大変良い事例であったと思います。

19 ページも屋根の補修です。

工法もこだわって瓦のやり替えをしていただいている事例になります。

総じて見ますと、非常に良い事例がたくさんありました。

そういう考え方を持った方が広がっているのだと思っております。

私から1つ質問させていただければと思うのですが、景観重点地区における建築状況が令和6年度の合計は10件で、内3件は補助申請ということですが、全体で補助金額はどれぐらいですか。ほぼ予算全部使い切りしましたか。また、令和5年度はいかがですか。

事務局 補助金の予算額は345万円です。
令和5年度の残額は約100万円です。令和6年度の残額は約150万円です。
一棟全ての修景ではなく部分的な修景が多いので、補助金の交付額は少ないと認識しております。

副会長 どうもありがとうございました。そうすると、部分修景であればあと2件ぐらい可能ですか。

事務局 そうです。

副会長 増えていくとよいですね。ありがとうございました。

会長 引き続き他の委員の皆さんいかがですか。
何かご質問ありますでしょうか。

副会長 8 ページですが、R5 の件数が56 となっておりますが、計算すると60 になります。

事務局 はい。申し訳ございません。

会長 データの修正をしておくということで、よろしくお願いします。
他の委員の方がいかがでしょうか。

私からもコメントなのですが、景観重点地区の取り組みで各重点地区の意見交換会を開催していただいたということでお疲れ様でした。

地区ごとにまとめていただいたので、どういった意見が多かったかよくわかりますので、引き続き、こういった感じで今後も各地区から出ている意見をまとめて、定期報告をしていただければ大変助かります。

それから、全地区集まってもらっての景観交流の活動ですけれども、専門家の人を呼んでということはやってなくて、市の事務局と住民団体の方と話をしているということですね。

事務局 地元の方々と審議会の先生、アドバイザーの方々にも、お声がけをさせていただいて、その中で実際に参加していただいている方もいます。

会長 わかりました。

アドバイザーの方にはできるだけ入っていただくと良いですね。

建物に関する質問が結構出ると思いますので、よろしくお願いします。

ぜひアドバイザーの皆さんに協力していただいて、それから審議会の委員の皆さんにも景観交流会に参加していただいて、各地区のニーズに耳を傾けていただければ大変ありがたいと思います。

もう1点、景観まちづくりの通信を発行していただいて、さっと斜め読みですけれども、5年度から6年度にかけて各地区発行していただいている 作るのが大変だったのではないかと、よくやっていたているなっていうのが印象です。

引き続き農村集落では良い地区があって、候補にあがっていてチャンスがあればやっといこうと審議会では、今議論しています。農村集落の方でも通信を発行していただいて、良い反応をしていただけたら出てきたら、ぜひ前に進めていきたいと思います。その時は専門家の皆さん、アドバイザーの皆さん、審議会委員の方々にご協力いただきながら、私も必要に応じて地元での説明会に参加しますので、皆で力を入れて、農村集落の歴史的な町並みをできるだけ継承できるように、尽力できればと思います。こういったまちづくり通信の発行もよろしくお願いします。本当によくやっていたているのではないかと思います。

それでは報告事項の最後、今年も景観絵画コンクールを開催しました。

昨年度と同様に数多くの作品が小中学生から応募がありました。力作が選ばれたかと思います。

審査にご参加いただいた委員に今年の景観絵画コンクールの入選作品の感想をお願いできないでしょうか。

委員 非常に年々皆さんのレベルが上がってきていると思います。
小学校の低学年でも、非常に力作が多い。それから、中学生よりも小学生の高学年の方がその取り組みがしっかりしているということはすごく感じます。
残念なのは、小学生でこれだけものすごく出してくださっているのが多いのに中学生になると、すごく減ってくるということがあるので、何か掘り起こしはしていった方が良いのではないのでしょうか。そうするともう少し、中学生の応募数も上がってくるのではないかと、それだけがこれからの課題ではないでしょうか。
皆さんすごく力作が多くて審査する方も、ものすごく頭を悩ませて大変です。

会長 私からも一言、委員が言われた通り、本当にたくさん作品を応募していただいて、応募してくれた小中学生の皆さんにはとても感謝している状況です。
今日午前中、津市の景観審議会だったのですが、津市も景観絵画コンクールをやっているのですが、今年度は300点、津市も初期の頃よりも増えてきているのですが、100数十点からスタートして、継続しているのですけれど、大体300点ぐらいで安定している。松阪の方が津市よりも人口が少なく、学校数も少ないので、その状況の中で津市の倍以上です。今年は874点です。割合で言うと特に小学生の皆さんが熱心に出していただいていると思います。
おそらく人口比でいくと三重県で一番松阪の小学生が絵を書いていただいているのではないかと思いますので、津市の景観審議会でも同じような意見が出ていたのですが、事務局から、毎年恒例に連絡していただいているので、小学校の先生たちも今年も来ることはよくわかっていただいているので、おそらく学校の先生が子どもたちに、上手くPRしてくれているので、先生が熱心に説明していただくと子どもたちの応募数が増えるようです。松阪市ですとずっとやっていただいている取り組みが、その成果のおかげで800点以上も出てきている。今後もよろしくお願いします。
それでは他の委員の方いかがですか。
また何か質問ありましたら最後に出していただければと思います。
では続きまして次の報告事項に移らせていただきます。(2) 歴史的建造物の保全についてよろしく申し上げます。

事務局 報告事項(2) 歴史的建造物の保全について説明

会長 景観審議会でも継続して審議しているものの1つを報告していただきました。
松阪市独自の歴史的建造物の定義とそれに対する制度をどうしていくかと、今説明があった通り、文化財に指定されたり、景観法に基づいて景観重要建造物に指定する制度はありますけれども、日常生活からするとそれらに指定するのは、なかなかハードルが高いということで、一定の基準を満たしていたら、補助申請の応募があったときに、300万円出してあげるように応援しようと、現在の仕組みですと最大150万円までしか出せなかったもので、そうするとどうしても、建物の修景に協力

していただけない場合もでてくるので、取り壊しが進んでいってしまう。

文化財でなかったり、景観重要建造物の指定を受けていなくても、ある条件を満たしていたら、歴史的建造物に認定して、300万円を支援することによって建物を使い続けていただこうと、今までの制度の間隙を埋めていくようなものとして、この歴史的な建造物に松阪市独自の制度を作っていこうということで、審議会で議論してきて、これが制度化されて今景観計画の中に書かれているという状況です。

今後、この制度を動かしていくに当たりまして、今説明がありました通り、細かい運用の基準とかを決めていくことが今後の課題です。これを詰めていただくということになろうかと思えます。

では今の説明を聞いて何か委員の方から提案や質問などがあればお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

委員

建築士として携わらせていただいておりますが、松阪市に限らず、解体の補助金が一番解体を促進しているのかなと思います。実は私も、解体するにあたり解体補助金をいただきたいので診断をして欲しい、という話があるのです。

防災対策課で受付をされていると思うのですが、解体のための補助金の申請状況について事務局は把握されていますか。

課は違いますが連携をとっていただいて、防災対策課で補助金申請があった場所を地図上に示していただくと重点地区での解体の補助金の状況や傾向を早く把握できるのではないのでしょうか。知らないうちに解体されていたということにならないように、受付時に情報をいち早く知ることが出来るのではないのでしょうか。

実は重点地区ではないのですけれども、建築家クラブで、ある不動産を通じてこの建物を活用できないかと1件話をいただいているのです。

2棟建っていて、2棟とも解体補助金の申請をしてあるように聞いています。1棟は壊してしまう。これはかなり老朽化が進んでいるもので、これはもうどうしようもないということで近々解体する予定です。

でも1棟は耐震診断をしてあるけれども、何とか活用できたら、保全の可能性が高いような造りですので、何とかならないかという話をいただいているのです。

やはり私たちが実務をしていて難しいのが、そういう物件があっても、それを活用する方がなかなかいない。その情報をどう発信していこうかというのが私達の今の課題で、新聞紙上とかで募集をしたりして、次年度はそういう活動ができないかなと考えているところです。ここでこういうことがしたいとか、お店をしたいとか、何かやりたいという方を、どういうところで情報を得れば良いのかを教えていただければ、そういったこともお話ししながら連携できれば良いかと思えます。

一番は解体補助金がこの面に対しては問題な点かと感想を抱いています。

会長

重要なお指摘をありがとうございます。

事務局から何かコメントはありますか。

事務局 情報をいただきましたので、今後、防災対策課と連携をとりながらやっていきたいと思っているのですけれども、それと同時に重点地区の中で、どれを残していきたいかを把握することによって、その情報を反対に防災対策課に渡していくというのも1つだと考えます。

連携を取りながら、解体の話がでた場合は教えていただいて、そこで直し方がわからないので壊してしまうということがあれば、その際に景観アドバイザーにご相談をさせていただくことを、お話を聞かせていただく中で考えていきたいと思いました。

会長 景観審議会としては、重点地区に指定されているところで、私たちが情報を知らない間に所有者の人が解体した補助金を別の人が後から申請をして、かなり話が進んだ後で発覚すると、なかなか止めにくいことがありますので、早い段階で受け付けをしていただく、他の課もすぐその情報を都市計画課に流していただく、早い段階で所有者の方と相談すると、取り壊しを防ぐことができる件数も出てくると思いますので、よろしくをお願いします。

空き家の活用もぜひ応援していきたいと思いますので、全国的なトレンドとしては空き家バンクと連携していく。三重県では伊賀市が一番連携しているので、私は伊賀市の空き家対策協議会の会長も景観審議会と兼ねてやっています。

空き家バンクの方で重点地区に指定されて、活用して欲しい町屋で所有者の方が、使わないから空き家バンクに登録して、使ってくれる人を探してくださいというニーズがあったら、空き家バンクのコーナーで、歴史的な町並み部門とかを作っていただいて、こういったところでカフェやレストランをやりたいとか、物件探している方が空き家バンクを通じて応募していただけると、その情報をこちらに流していただくとやりやすくなります。

ご提案いただいた内容を、ぜひ都市計画課で調整をしていただきたいと思います。

歴史的建造物の登録認定とセットでいけると思いますので、取り壊されずに活用できるようによろしくお願いします。

市場庄とかも、知らないうちに取り壊されてしまうのが現状です。

景観計画だと取り壊しは届け出の義務がないので、そこが景観法の弱点です。

建築行為が発生しないと届け出なくて良いですから、新築とか増改築をやっていただくと、届けられるのですけれど、取り壊しは建築行為ではないですから、それは他市でも問題になっていて、それで空き家対策の仕組みと連携させていくところが増えています。むしろ、空き家対策の方が情報も持っていると言えます。

京都市は空き家化したときに早い段階で届出を出してもらう制度ですから、空き家という行為も、届出対象にしようとしてきていますので、景観法の枠組みの中でも可能ですので、ぜひステップアップしていくことができれば、都市計画課としては松阪市の空き家を全部対象にするわけではなく、まず重点地区の限られた範囲の中で空き家が出てこないか、取り壊しの補助金を出すか出さないかだとか、そういったようなことだけを絞って対応して、対策は立てやすいと思いますので、引き続

きよろしく願います。

何かあったらまたいつでも相談に来てください。景観アドバイザーの皆さんも相談に乗っていただけると思いますので、よろしく願います。

他の委員の方いかがでしょうか。

副会長

お話を伺っていて、本当その通りだなというふうに思ったところですが、これからのこの仕組みをデザインする上で、文化財として登録、指定をされているものをどうするかを考えていけないといけませんね。

登録や指定されている歴史的建造物でも、塀や付属屋などの対象外のものはどう考えるのか。また相談したいのでよろしく願います。

空き家対策協議会とどうリンクすれば良いかということですが、法律の改正で管理活用法人との連携ができるようになりましたので、松阪で事例があるかはわかりませんが、例えばこちらで持っている情報を協議会の情報と照合すれば、事前に物件が共有できる状況になると思います。

今までは62ページにある枠組みを考えようということでしたが、他の委員、会長の話を聞きながら、少し広めた枠組みでデザインをすとお伺いしました。良いご指摘をいただいたと思いました。

会長

去年、町並み保存連盟の松阪シンポジウムの時に話題になりましたが、景観計画では次の日程としては、観光政策ともより深く連携していきたいと思っていて、単に景観計画で重点地区指定して建物守ろうというだけでは、所有者の意識が継続しない可能性がありまして、松阪市も城下町の地区は、重点地区指定に賛同していただいていたのですが、10年以上経過して、自治会長さんもどんどん変わって行って、先ほど事務局から報告もあったように、今の自治会で中心となる人たちは、地区指定した当初の状況があまりよくわからないので、松阪の城下町のまちを守っていかうということに関して、人によって意識が結構違いますが、そういった状況の中で観光政策は市の重要な産業で、それに町並みを残していくということも市の政策に貢献していく重要な位置付けだと思えます。

委員

やはり地域住民の方の意識というのがすごく重要だと思います。どうしてここを守っていかなければいけないのかということを知らない、理解されていない人が多く、たくさんの人に来ていただきたくないと思っている。オーバーツーリズムということがどうしてもニュースで取り出たされていて、そこまでたくさんの観光客が来る町でもないですが、そっちの方が悪いということが入ってしまっているようなところも最近、ちらほらと聞くようになってきています。少し大きなイベントをすると、騒音がうるさいとか、たくさんの人に来て家の中を覗かれるとか、そういうことで、町をPRして欲しくない、あまり地区を言って欲しくないという意見もあります。PRの仕方にも、もちろん問題があるかと思うのですが、大切な町を皆で守っていかうという意識は、小さい頃から必要かなと思うので、こういう景観の絵画

コンクールをしていただくことは、すごく大きな取り組みで、子どもの頃から自分の町を大切に思ってもらえるような、大人から言うのもなかなか難しいと思うので、子どもの頃からしていただくのが重要ななと思っています。殿町中学校の先生から来年度から 3 年間にわたって観光について全学年で取り組んでいきたというお話をいただいています。観光だけではなくて農林とかいろいろなものに対して、子どもたちが興味を持っていることについて勉強していきます。殿町中学校があるところは、景観的に皆さんにたくさん来ていただくところなので、子どもたちにもっと町のことを知ってもらって、子どもたちが一生懸命になることによって、親御さんも一緒に、こんなところがあるのですねとか、親子でこの町を守っていこうという形になる、流れとしては楽しみだなどは思います。今後、この町をどうしていきたいのか、どう守っていくのか、みんなで考えるためにも、子どもの力というのと、私たちが何でもオッケーですよということではなく、きっちり線引きをするようなPRの仕方というのも考えていかないといけないと思っております。

会長 先ほど言われた観光客の人のマナーの件ですが、外から来る人のマナーに問題があることが多々ありますので、見る方のマナーをしっかりとってもらえないと嫌ですね。松阪だけの問題ではなくて、その方は他に行っても同じことをするかもしれません。できるだけ、私も他市の歴史的な街に行ったときには、マナーを守って楽しむようにしているのですけれど、そういった方が増えてくれることを期待しますし、次世代を育てていくのも重要なので、殿町中学校がそういったことをやっていただけることはすごくありがたいと思いました。

会長 それでは今後の歴史的な建造物の保全で、松阪市独自の制度を構築しているところですので、何かまたご意見やご質問などがありましたら事務局までお願いできればと思います。

それでは、報告事項の 2 つは以上で終了します。

最後に私が書いた資料を簡単に紹介させていただきます。

今年度、国が景観法を制定して 20 周年になっています。

2004 年に景観法ができてから 20 年になったということで、国の方で昨年、鳥取市を会場にして、景観法 20 周年のシンポジウムを開催したところです。

私は国交省から依頼を受けまして、景観法の見直しの委員長を務めたという経緯がありましたので、シンポジウムに出て、鳥取県の関係者の方と一緒に、景観法 20 年についていろいろ議論をしたところです。

それについて書いてありますので、全国的な動向について紹介していますので関心がありましたら読んでいただきたいと思います。

重要なポイントだけ少しだけ補足して終わりにしたいと思います。

この配っている資料は、国交省の外郭団体で都市計画協会というのがありまして、そこで出している新都市という雑誌に景観法 20 周年の特集をこの 3 月号で掲載して

いて、依頼が来たのですが、この4ページの第4章のところに、書いてあるのが、国土交通省の「今後の景観まちづくりのあり方検討会」における議論ということで、詳細は何かご質問があればまた私の方で説明させていただきますけれども、ここに書いてある内容のポイントの1つは、景観法を使って成果が出ていると回答している自治体がすごく増えてきている。

景観整備は、まちづくりの制度もいろいろ規制して厳しくしていくものと、良いものを育てていく制度といろいろな制度があるのですけれど、景観法は歴史的文化的に優れたものを育てていく法制度なので、上手に使いたいと考えている市町村が大変多いという状況です。

特に、成果が出ているのは、やはり重点地区に指定している自治体が、成果が上がっていると回答しています。松阪市も同じだと思いますが、どうしても一般地区だと、町並みの形成までたどり着きませんので、一般地区の運用だけをやっている自治体は目に見える形で成果が出ていない。

一方、松阪市のように城下町地区、市場庄地区、重点的にやっているところをエリア指定して、集中的にやっているところはそのエリアの中で、今日も報告があったとおり補助金を活用して、皆さんが建物を守る形でまちづくりに協力をしていただいている。

それから市民の活動が活性化したり、蔵を活用したカフェがオープンしたりと、目に見える形で成果が出ていますというように、重点地区を指定している自治体が多いという傾向が明らかになっているということです。

それで国土交通省の方でまとめている提言書の中に、できるだけ重点地区指定をしてください。

重点地区指定は、街の顔となるように駅周辺の地区や歴史的な町並みを指定している場合が多いです。

ということで松阪市も、駅周辺、城下町地区、中万地区、市場庄地区であるところは、今までやってきましたけれども、他市の動向を見ても、良い方向で松阪市も進めてきていると言えるのではないかと思います。

6ページは第5章で近年の新しい動きを書いたのですが、津市の景観審議会でもメガソーラー太陽光発電の議題が出て、議論したのですけれど、松阪市も最近少し落ち着いたと思うのですが、数年前からメガソーラーが毎年のように出てきて、皆で視察に行って、対応に追われて大変だったと思います。

皆さんご承知の通り、国策として、再生可能エネルギーの比率を上げていくということ日本は国際条約の中で約束していますので、原発を増やすことができない状況では、太陽光発電や風力発電は、温暖化の中で条約を守っていくためにも、どうしても比率を上げざるを得ない。

ポイントは、それをやる場所を調整していないのが日本の現状で、再生可能エネルギーをやる場所を調整してそこに集中的にやっていけば、自然環境や歴史的な町並みを外したエリアで、災害上の危険のない場所に集中的にやっていくような仕組みであれば問題ないと思います。

ヨーロッパとかはそういったような仕組みがしっかりとしています。

日本はそれが弱いので、災害上危険なエリアも十分調査されないようなメガソーラーもすでに建っていますし、歴史的な町並みの近くや美しい自然環境に隣接するようなところで、メガソーラーが許可されて問題になっている状況です。

おそらく、繰り返しますが、当分の間、再生可能エネルギーが日本で増えてくると思います。

風力発電、太陽光発電は温暖化の政策対策上必要だと思いますので、あとは立地をどう調整できるか、自然環境とどの辺りでバランスを取っていくのかが、今後大きな課題で、そこで景観計画が果たせる役割は結構大きいだろうと考えられています。

この5章で、ご紹介したのは、青森県が都道府県としてトップバッターで、太陽光発電を許可するエリアと、許可しないエリアを導入するということを検討していて、大変注目されています。

この青森の事例がうまくいくとおそらく他の都道府県も動いてくれることが期待されますので、三重県も作ってくれることを願っています。

太陽光発電は、どうしても1つの市町村の権限だけでは十分コントロールできなくて、松阪市の担当者の方も困っている状況だと思います。

国策で進められていく中で、しかも市町村担当者の裁量権を大きく超えている範囲内で物事が動いてきている。仮に松阪市が条例を作って、メガソーラーを作らせないようにかなり規制を厳しくしても、どうなるかという、隣の津市や鈴鹿市に移るだけです。三重県全体で松阪市と同じような日照の位置だと隣接する市町村もたくさんあります。だから、仮に松阪市がそうなったとしても県全体から言うと、他のところを虫食い状態にしていくという状況です。

都道府県レベルでしっかり、再生可能エネルギーと向き合ってもらって、広域で調整してもらおうという一番望ましいと思いますので、それが日本は今まで出遅れてきたというのが大きな課題だといえると思います。

青森県が今やっていて、県民の方に意見募集して、今後進めていくという方向で打ち出して注目されていますので、皆さんも新聞とかで掲載されましたら、注目していただけたらと思います。

残りのページで書いてあるのは、今日、議論させていただいた中で、委員の方からご指摘をいただいている内容で、1つは空き家対策との連携が今後の景観計画ではますます求められている。

それから、防災対策です。特に三重県は南海トラフ地震対応の問題がありますので、防災対策とも連携してまちづくりをしていく必要がある。そういったようなことも連携させながら、松阪市の景観計画を発展させていくことができれば良いと思っています。

それでは、私からの話題提供は以上ですので、関心がありましたら読んでいただいてよろしく申し上げます。

それでは3番のその他は市の方からも特にないということです。

本日も長時間にわたりまして、審議会にご参加いただき、いろいろご意見をいただきまして、ありがとうございます。

以上で本日の景観審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

事務局 審議会でご意見いただきながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。